

## 京都コンベンションパス要綱

京都市交通局

### (目的)

第1条 国際観光都市・京都のコンベンション誘致の機能強化を図るため、会議の誘致と市バス・地下鉄の旅客誘致を一体的にPRすることを目的として、京都コンベンションパス(以下「乗車券」という。)を発行する。

### (乗車券の種類)

第2条 乗車券の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

京都コンベンションパス(地下鉄専用)

京都コンベンションパス(市バス・地下鉄用)

2 乗車券の乗車区間と発売額は、以下のとおりとする。

乗車券の種類	乗車区間		額(1人につき)	
	乗合自動車	高速鉄道		
京都コンベンションパス (地下鉄専用)		全線	設定期間の初日から 5日目まで	1日当たり 500円
			設定期間の6日目以後	1日当たり 400円
京都コンベンションパス (市バス・地下鉄用)	全線 (定期観光バスを 除く)	全線	設定期間の初日から 5日目まで	1日当たり 700円
			設定期間の6日目以後	1日当たり 600円

### (乗車券の発売対象)

第3条 乗車券は、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローの会議準備資金融資の対象となる会議で、会議の参加者が100人以上の会議のコンベンション主催者等(以下「主催者等」という。)に一括して発売する。ただし、管理者が必要と認める会議については、この限りでない。

### (最低購入枚数)

第4条 乗車券の最低購入枚数は、100枚とする。

### (通用期間の設定)

第5条 乗車券の通用期間は、会議開催日前後3日間を限度として、主催者等が任意に設定できるものとする。

### (乗車券の様式)

第6条 乗車券の様式は、別記様式のとおりとする。

(乗車券の返還)

第7条 主催者等は、購入枚数の3割以内については、設定期間満了後5日以内であれば、管理者が指定する場所において未使用の乗車券を返還することができる。この場合において、主催者等は、乗車券1枚につき、カード調製費用として、70円を納入しなければならない。

(補則)

第8条 前各条に定めるもののほか、乗車券の発行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この改正した要綱は、平成19年1月9日から施行する。

附 則

この改正した要綱は、平成23年10月3日から施行する。

## 京都コンベンションパス取扱施行細則

京都市交通局

### (申込方法)

第1条 京都コンベンションパス(以下「乗車券」という。)の申込は、主催者等(以下「甲」という。)が、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー(以下「乙」という。)を通じて、京都市交通局(以下「丙」という。)に、京都コンベンションパス申込書を送付することにより行うこととする。

2 申込みをした甲については、丙と別途「契約書」を締結することとする。

3 京都コンベンションパス申込書の様式は、第1号様式のとおりとする。

### (乗車券の購入枚数)

第2条 申込枚数は10枚単位とし、最低購入枚数については、標準デザインは100枚以上、フリーデザインは300枚以上とする。また、フリーデザインについては、券面加工費等として別途料金を必要とする。

### (申込締切日)

第3条 乗車券の申込締切日(乙の承認日をいう。)は、標準デザインは甲が発行を希望する日の20日前まで、フリーデザインは、甲が発行を希望する日の60日前までとする。

### (乗車券の收受方法)

第4条 代金の支払いは、甲から丙の指定する者への一括払いとし、乗車券は丙の指定する者から甲への一括渡しとする。

### (未使用の乗車券の返還)

第5条 返還できる乗車券は、通用期間日数に関係なく、一度の利用もなされていない乗車券とする。

2 甲は、有効期間満了後5日以内(土・日・祝日を除く。)に、カード調製費用(1枚につき70円)を差し引いた額について、支払済代金の返還を受けることができる。

### (代金後払い)

第6条 一定規模(原則500人以上の規模とする。)の会議を主催し、かつ乙が特に認める甲については、申込時に購入代金後払申請書を提出することにより、代金の後払いを可能とする。

2 購入代金後払申請書の様式は、第2号様式のとおりとする。

### (手付金の支払い)

第7条 前条の適用を受けた甲については、管理者が特に認める場合を除き、手付金として発売額の1割以上を乗車券発行時に丙の指定する者に支払うこととする。

(手付金の充当)

第8条 前条第1項の手付金は、精算額に充当することとする。

2 後払いの適用を受けた甲については、通用期間満了後7日以内(土・日・祝日を除く。)又は未使用分を返却する際に残金を一括して支払うこととする。

(乗車券発行後の乗車券の譲渡・転売の禁止)

第9条 甲が発行後の乗車券を、会議参加者以外の第三者に譲渡又は転売することを禁止する。

2 前項に違反した場合は、丙は甲に対して別途損害賠償を請求することができることとする。

(磁気異常時への対応)

第10条 有効期間中に磁気異常により乗車券が使用できなくなった場合は、交通局烏丸御池案内所において、交換再発行を行うこととする。

2 乗車券交換までの間は裏面印字により有効日を目視確認し、乗降扱いを行い、別途の運賃収受は行わないこととする。

附 則

この改正した細則は、平成19年1月9日から施行する。

附 則

この改正した要綱は、平成23年10月3日から施行する。